入　札　説　明　書

調達物品名　小型動力ポンプ（Ｂ－３級）

新　潟　市　財　務　部　契　約　課

この入札説明書は，政府調達に関する協定（平成７年条約第23号），地方自治法（昭和22年法律第67号），地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。），地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号），新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。），新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号。以下「特例規則」という。），本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか，本市が発注する調達契約に関し，一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し，かつ，遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　競争入札に付する事項

(1)　調達物品名及び数量

小型動力ポンプ（Ｂ－３級）　　２４台

（案件番号２４０２９②）

(2)　調達物品の特質等

仕様書のとおり

(3)　履行場所

新潟市消防局（新潟市中央区東大畑通１番町６４３番地２）

(4)　納入期限

平成25年３月15日まで

(5)　入札方法

総価で入札に付する。落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので，競争加入者又はその代理人は，消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札に参加する者に必要な資格

(1)　本市の競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者であること。

(2)　地方自治法施行令第 167 条の４第１項の規定に該当しない者であること。

(3)　新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4)　新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領での別表２の 10（暴力的不法行為）の適用に該当しない者であること。

(5)　「メンテナンス対応等証明書」（別紙１－１，別紙１－２），「同等品申請書兼承認書」（別紙２）を提出できるものであること。

３　問い合わせ先等

(1)　契約条項を示す場所及び入札手続等に関する問い合わせ先

郵便番号951－8550

新潟市中央区学校町通１番町602番地１

新潟市財務部契約課物品契約係

電話 025－226－2213　FAX 025－225－3500

(2)　同等品申請書兼承認書の交付に関する問い合わせ先

郵便番号951－8106

新潟市中央区東大畑通１番町643番地２

新潟市消防局警防課消防団係
電話025－223－6120

4　競争入札参加申請等

(1)　本件調達物品の入札に参加を希望する者は，別添一般競争入札参加申請書を，平成24年８月28日17時までに上記３（1）の場所に直接又は郵便（必着）により提出すること。

(2)　「メンテナンス対応等証明書」（別紙１－１，別紙１－２），「同等品申請書兼承認書」（別紙２）は，原則一般競争入札参加申請書と同時に提出すること。

なお，「同等品申請書兼承認書」は，提出前に発注課(上記３(2)の場所)の承認を受けること。

(3)　入札者は，提出された書類に関し説明を求められた場合は，これに応じるものとする。

(4)　提出書類に基づき審査を行い，入札参加の可否を決定し，一般競争入札参加資格確認結果通知書を平成24年９月５日までに発送する。

(5)　一般競争入札参加申請書提出後に入札参加を辞退する場合は，書面で届け出ること。

5　入札保証金

入札保証金は免除する。

6　入札及び開札

(1)　入札・開札日時及び場所

ア　日 時 平成24年９月19日　13時50分

イ　場 所 上記３(1)の同所　第１分館契約課入札室

(2)　郵送による入札書の受領期間及び受領期限

ア　受領期間　平成24年９月10日から平成24年９月18日まで

イ　受領期限　平成24年９月18日 17時

ウ　提出先　　上記３(1)の場所へ提出すること。

(3)　競争加入者又はその代理人は，仕様書，別添「契約書（案）」及び規則を熟知の上，入札をしなければならない。仕様書等について疑義がある場合は，別添質疑書を平成24年８月７日から平成24年８月28日17時まで，上記３（1）へファックスにより提出すること。

(4)　競争加入者又はその代理人は，本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人となることができない。

(5)　入札室には，競争加入者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし，入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は，付添人を認めることがある。

(6)　競争加入者又はその代理人は，入札開始時刻後においては，入札室に入室することができない。

(7)　競争加入者又はその代理人は，入札室に入室しようとするときは，入札担当職員に一般競争入札参加資格確認結果通知書(写し可) 並びに代理人をして入札させる場合においては，入札権限に関する委任状を提出すること。

(8)　競争加入者又はその代理人は，入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか，入札室を退室することはできない。

(9)　競争加入者又はその代理人は，本市様式の入札書及び委任状（別添）を使用すること。

(10)　競争加入者又はその代理人は，次の各号に掲げる事項を記載した別添様式による入札書を提出しなければならない。

ア　競争加入者の住所，会社（商店）名，入札者氏名及び押印（外国人にあっては，署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）

イ　代理人が入札する場合は，競争加入者の住所，会社（商店）名，受任者氏名（代理人の氏名）及び押印

ウ　入札金額

エ　履行期限，履行場所

オ　品名，数量，単価及び金額

カ　品質・規格

「仕様書のとおり」という記載でも構わない。

(11)　入札書及び入札に係る文書に使用する言語は，日本語に限る。また，入札金額は，日本国通貨による表示とすること。

(12)　入札書は封書に入れ，かつ，その封皮に入札の日時，品名，競争加入者の氏名（法人にあっては，その名称又は商号）を記載し，入札公告に示した日時に入札すること。なお，郵便（書留郵便に限る。）により入札する場合については，二重封筒とし外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きし，上記で示した入札書のほか，一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封すること。加入電信，電報，電話その他の方法による入札は認めない。

(13)　入札書及び委任状は，ペン又はボールペン（えんぴつは不可）を使用すること。

(14)　競争加入者又はその代理人は，入札書の記載事項を訂正する場合は，当該訂正部分について押印しておくこと。ただし，入札金額の訂正は認めない。

(15)　競争加入者又はその代理人は，その提出した入札書の引換え，変更，取消しをすることができない。

(16)　不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき，又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは，入札を中止し，又は入札期日を延期することがある。

(17)　談合情報等により，公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは，抽選により入札者を決定するなどの場合がある。

(18)　開札は，競争加入者又はその代理人が出席して行う。この場合において，競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは，当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(19)　開札した場合においては，競争加入者又はその代理人の入札のうち，予定価格の制限に達した価格の入札がないときは，直ちに再度の入札を行う。競争加入者又は代理人が開札に立ち会わない場合は，再入札に参加する意思がないものとみなす。

また，後記７の各号に該当する無効入札をした者は，再入札に加わることができない。

(20)　再入札は１回とし，落札者のない場合は地方自治法施行令第１６７条の２第１項第８号の規程により最終入札において有効な入札を行った者のうち，最低金額を記載した競争加入者と随意契約の交渉を行うことがある。

７　入札の無効

次の各号に該当する入札は，これを無効とする。

(1)　入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札
(2)　入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
(3)　入札者が２以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
(4)　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札
(5)　公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
(6)　再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札
(7)　入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札
(8)　その他入札に関する条件に違反した入札
(9)　上記(4)，(5)に該当する入札は，その入札の全部を無効とすることがある。

８　落札者の決定方法

(1)　有効な入札書を提示した者であって，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし，落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は，落札決定を取り消し，仮契約を締結していた場合は，本契約を締結しないものとする。
(2)　落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは，直ちに，当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において，当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは，当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ，落札を決定する。
(3)　落札者を決定した場合において，落札者とされなかった入札者から請求があったときは，速やかに落札者を決定したこと，落札者の氏名及び住所，落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては，無効とされた理由）を，当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

９　契約の停止等

本調達物品の契約に関し，政府調達に関する苦情処理の手続に基づく苦情申立があったときは，契約を停止し，又は解除することがある。

10　契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし，契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合，若しくは，過去２年間の間に国（公社・公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し，これらをすべて誠実に履行し，かつ，契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は，契約保証金を免除する。

11　契約書の作成

(1)　契約書を作成する場合においては，落札者は，交付された契約書に記名押印し，落札決定の日から10日以内の間に当該契約を締結すること。ただし，特別の事情があると認めるときは，契約の締結を延長することができる。
(2)　契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。

12　支払いの条件

納入物品等の代金は，当市の検査に合格した後，適正な請求書に基づいて支払う。

13　契約条項

別添「契約書（案）」による。

14　競争入札参加資格審査申請

本調達物品の公告時に，新潟市の競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されていない者で本調達物品の入札に参加を希望する者は，政府調達（ＷＴＯ）契約に係る物品入札参加資格審査申請書を，平成24年８月28日（火）17時までに下記へ持参又は郵送（必着とし，書留郵便に限る。）すること。

なお，申請書類は新潟市財務部契約課ホームページから取得することができるほか，新潟市財務部契約課で交付する。

郵便番号951－8550

新潟市中央区学校町通１番町602番地１

新潟市財務部契約課物品契約係

電話025－226－2213

http://www.city.niigata.lg.jp/

一般競争入札参加申請書

年　　月　　日

（あて先）新潟市長

申請者
郵便番号
所在地
商号又は名称
代表者氏名　　印
担当者
（電話番号　　）
（ＦＡＸ番号　　）

下記の案件に係る一般競争入札に参加したいので，入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

記

公告年月日	
案 件 番 号	
調達物品名	

質　　疑　　書

年　　月　　日

住　所
商号又は名称
代表者氏名　　印
（担当者　　）
（電話番号　　）
（ＦＡＸ番号　　）

１　案 件 番 号
２　調達物品名

質　疑　事　項

注１　回答は，本質疑書の提出後１０日以内に新潟市財務部契約課ホームページの当該調達物品の一般競争入札公告一覧に掲示します。
注２　この質疑書は，仕様書等に対して質問がある場合（入札に必要な事項に限る）にのみ提出してください。
注３　提出期間を過ぎた場合は受理しません。

別紙１－１

メンテナンス対応等証明書

調達物品名【小型動力ポンプ（Ｂ－３級)】

１　当該小型動力ポンプのメンテナンスが行える整備工場

（１） 最寄りの整備工場

・整備工場名称

・所在地

・電話番号

（２） 競争入札参加希望者との関係

直営・協力　（該当するものを「○」で囲む。）

「協力」に該当する場合は，競争入札参加希望者等の契約状況を明らかにする契約書又は代理店証明書の写しを添付すること。

（３）整備を実際に担当する人員（サービスエンジニアを含み常駐者であること）及び担当者名

人員　　名

担当者名

（４）点検整備及び修理依頼から着手までの所要日数は，１日で対応いたします。

２　部品供給体制

（１） 部品供給の総括窓口及び担当者名

総括窓口

担当者名

別紙１－２

電話番号

（２） 供給系統（フローチャート図）

（３） 依頼から２日以内で対応いたします。

３　技術員の派遣体制

（１） 最寄りの整備工場の派遣体制

ア　緊急時の連絡系統

イ　現地への派遣方法

ウ　現地到着までの所要日数は，１日以内で対応いたします。

（２） メーカーの技術員の派遣体制

ア　緊急時の連絡系統

イ　現地への派遣方法

ウ　現地到着までの所要日数は，２日以内で対応いたします。

上記のとおり証明いたします。

平成　　年　　月　　日

（あて先）新潟市長

（競争入札参加希望者）住　　所

会 社 名

代表者名　　印

別紙２

同等品申請書兼承認書

案 件 番 号

調達物品名　　小型動力ポンプ（Ｂ－３級）

（　／　枚）

No.	品名（材料）	メーカー名・型式	諸元	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※上記のとおり同等品の認定を申請いたします。

平成　　年　　月　　日

住　　所

会 社 名

代表者名　　㊞

※上記の申請品を同等品として承認いたします。

平成　　年　　月　　日

新潟市消防局警防課長　　㊞

平成２４年度

小型動力ポンプ

仕　様　書

新潟市消防局

1 入札案件

1 品 名 小型動力ポンプ（Ｂ－３級）

2 数 量 ２４台

3 納入期限 平成２５年３月１５日（金）

4 納入場所 新潟市内（別途指示）

2 目 的

本仕様書は，新潟市（以下「当市」という。）が平成２４年度に購入する小型動力ポンプ２４台の仕様について定める。

3 仕 様

（1） 小型動力ポンプの型式及び級別は，次のいずれかとする。

型　　式	級　　別
トーハツ　VC５２B	B　３　級
シバウラ　SF６５１SZ	B　３　級
ラビット　P４５５DAN M	B　３　級

（2）小型動力ポンプは，当市が指示する車両（ポンプ昇降装置の架台）に，走行中の振動その他により移動又は破損等を生じないよう安全確実に固定でき，かつ，容易に積みおろしができるよう改造すること。

（3）小型動力ポンプには次のとおり文字表示を付すること。

なお，文字の大きさ，色等の表示要領は別途指示する。

「新潟市消防団○○方面隊○○○分団第○班」・・・（２４台表示）

番号	方面隊	分団	班	番号	方面隊	分団	班
1	北	木崎	1	１３	南	白根	3
2	北	木崎	2	１４	南	月潟	3
3	北	早通	5	１５	南	月潟萱場曲	2
4	江南	横越	9	１６	南	白根根岸	3
5	秋葉	新津第１	2	１７	西	赤塚	13
6	秋葉	新津第３	4	１８	西蒲	巻	5
7	秋葉	新津第５	2	１９	西蒲	漆山	8
8	秋葉	小須戸第３	3	２０	西蒲	越王	14
9	秋葉	小須戸第４	1	２１	西蒲	西川	2
１０	南	白根茨曽根	2	２２	西蒲	西川	5
１１	南	白根庄瀬	5	２３	西蒲	西川	8
１２	南	白根小林	1	２４	西蒲	鎧郷	2

（4）付属品は，別表のとおりとする。

なお，同等以上の品を主張する場合は，事前に性能資料を提出し，消防局警防課の承認を得ること。

4　納　入

（1） 受注者は，納入する際，新潟市消防局で当市の検査を受けること。

（2） 検査の結果，本仕様に適合しないときは当市の指示する日までに再検査を受けること。

（3）燃料は満タンとする。

5　提出書類

（1）承認図書

受注者は，契約後速やかに次の書類を提出すること。

ア　納入するポンプメーカーの代理店証明書の写し

（2）完成図書

次の書類を納入時にＡ４版ファイルに綴じ１部提出すること。

ア　総務省令で定める技術上の規格に適合した旨を示す表示の写し

イ　消防ポンプ（真空ポンプを含む）の試験成績書

ウ　諸元明細書

エ　取扱説明書

オ　納品書・納品明細書

＊次の写真をＡ４版ファイルに入れ１部提出すること。また，CD－ROM も添付のこと。

ポンプ４面及び付属品を撮影したデジカメプリントＬ版

6　保守整備体制

（1）受注者は，消防局から点検整備及び修理依頼があった場合には，1日以内で対応すること。

（2）受注者は，消防局から部品供給の依頼があった場合には，2日以内で対応すること。

7　補　則

（1） 取扱説明

受注者は，当市が指定する日時及び場所において取扱説明を行うこと。

（2） 保　証

ア　保証期間は，納入の日から起算して2年間とし，保証書を提出すること。

イ　保証期間経過後に，設計不良，製作上の欠陥等により故障した場合は，無償で修理を行うこと。

（3） 契約終了後，この契約に関しての業務評価を実施する。

別　表

（１台当り）

番号	品　　名	仕　　様　　等	数　量
1	吸　管　一　式	軽量吸管（呼称７５ｍｍ×６ｍ，ツノ付。 ：参考銘柄　大阪ゴムＷＳ200M） 吸管ストレーナー（プラスチック製） 吸管ちりよけ籠（籐製又はプラスチック製） 吸管まくら木（ワンタッチ式，木製） 吸水管バンド（２本） 漏水止バンド（６５ｍｍ用・マジックバンド式 ：参考銘柄　キンパイＨＢ-100） 吸管ロープ（∅１０ｍｍ×８ｍ，クレモナ製）	１本 １個 １個 １個 １組 ２枚 １本
2	管　そ　う　一　式	６５ｍｍ差込式（Ｈ・Ｒ・Ｂ，アルミ製） 三段切替可変噴霧ノズル ：参考銘柄　ＡＫＫ３段切替（65mm用） 管そう負皮バンド（新潟仕様：見本提示有）	１本 １個 ２本
3	無反動管そう	６５ｍｍ差込式（東京サイレン　ＮＭパーフェクトノズル又は同等ノズル付）	１本
4	媒介金具一式	７５ｍｍメスネジ×６５ｍｍ差込メス ６５ｍｍ差込メス×６５ｍｍ差込メス ６５ｍｍ差込オス×６５ｍｍ差込オス	１個 １個 １個
5	照　明　器　具	三脚付照明（小型ポンプメーカー純正品）	１式
6	そ　の　他　一　式	ポンプ工具 始動用引綱（予備） 点火プラグ（予備） 燃料缶（２０Ｌ・鋼製）	１式 １本 １本 １缶

様式第３号

入　札　書

平成　　年　　月　　日

新　潟　市　長　様

住　所

氏　名　　㊞

受任者　　㊞

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札いたします。

入札金額		百			千			円		
入札保証金		百			千			円		
履行期限	平成　　年　　月　　日									
履行場所										
品名	品質・規格	数量	単価	金額						
特約条項										
摘要										

様式第 3 号

〔記載例〕

入　　札　　書

平 成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

新 潟 市 長 様

住　　所　○○県○○市○○区○○町
　　○丁目○○番○○号
氏　　名　△△株式会社
　　代表取締役　○○ ○○　　㊞

受 任 者　○○ ○○　　㊞

委任を受けて入札する場合には，
受任者名を記入し，押印してください。

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札いたします。

入札金額	¥	百	○	○	千 ○	○	○	円 ○		
入札保証金		百			千			円		
履行期限	平 成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日									
履行場所	○○部○○課									
品名	品質・規格		数量		単価		金額			
△△△△	△△△		□式		○○，○○○		○○○，○○○			
特約条項										
摘　要										

“仕様書のとおり”
という記載でも結構です。

様式第 2 号

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

新　潟　市　長　様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委 任 者　　住　所

氏　名　　㊞

受 任 者　　氏　名　　㊞

記

件 名

様式第 2 号
〔記載例〕

委　　任　　状

平成○○年○○月○○日

新　潟　市　長　様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委 任 者　　住　所　○○県○○市○○区
○○町○丁目○番○号

氏　名　△△株式会社
代表取締役　○○　○○　　㊞

受 任 者　　氏　名　○○　○○　　㊞

記

件 名　　○○○○○○○○○○○○○

契約書

発注機関：

件　　名	
契　約　金　額	円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円	

品名 品質・規格など　　数量　単位	単価	金額

履 行 期 限	平成　　年　　月　　日　　まで
履 行 場 所	
契約保証金	

上記物品の供給について新潟市を甲とし，供給者を乙として，甲乙両者は次の物品供給契約条項及び特約条項の定めるところにより契約を締結し，この契約を証するため，契約書を2通作成し，甲乙両者が記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

甲　　新潟市

代表者　新潟市長　　㊞

乙　　住所

氏名　　㊞

物品供給契約条項

（権利義務の譲渡等の制限）
第１条　乙は，甲の書面による承諾がなければ，この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し，または担保に供してはならないものとする。
（履行の監督）
第２条　甲は，契約の履行中において，その適正な履行を確保するため，立会いその他の方法により監督をすることができる。
（履行の確認）
第３条　乙は，契約に定める義務を履行したときは，その旨を，甲に通知しなければならない。
２　前項の通知があったとき，甲は，その通知のあった日から10日以内に乙の立会いを求めて，検査を行なうものとし，乙が立会わないときは，乙の欠席のまま，検査をすることができる。
３　熱量，強度の測定，含有量の分析試験等を含む検査について，前項の規定を適用する場合においては，同項中「10日以内」とあるのは「15日以内」とする。
４　甲は，検査の結果，契約に適合しているものと認められる物品は，その引渡しを受けるものとし，契約に適合していないと認める物品は，乙に期間を定めてその物品の取換え，補修若しくは改造させ，さらに甲の検査を受けるよう指示するものとする。この場合において，乙は，甲より取換え，補修若しくは改造を指示されたときは，自己の負担によりすみやかにこれを履行し，甲に通知しなければならない。
５　前項後段の規定による検査を行なうときの期間の算定は，甲が乙から取換え，補修若しくは改造を履行した旨の通知を受けた日から起算する。
６　甲は，検査の結果，契約に適合していないものと認めるものであっても，適合していない程度が軽微で，甲が使用するに支障がないと認めるものについては，契約金額を減額して引渡しを受けることができる。
（所有権の移転）
第４条　供給物品の所有権は，甲が検査に合格したものと認めたときをもって，乙から甲に移転するものとする。
２　供給物品の容器，外包の所有権は，契約に定めがある場合を除き，甲に帰属するものとする。
（不合格品の引取り）
第５条　乙は，甲が検査の結果，契約に適合していないと認める物品（第３条第６項の規定による物品を除く。以下同じ。）については，甲の指定した期間内に履行の場所から自己の負担により，搬出しなければならないものとする。
２　甲は，乙が前項に違反した場合は，その物品の保管について責を負わないものとし，必要があると認めるときは，任意に処分することができる。
（契約金額支払の時期）
第６条　甲は，供給物品の所有権が甲に移転したのち，乙の請求により契約金額を支払うものとする。
２　前項の支払は，甲が，乙の適法な請求書を受理した日から30日以内にしなければならないものとする。
（支払遅延利息）
第７条　乙は，甲の責に帰すべき理由により，前条第２項に定める期間内に契約金額を支払わなかったときは，政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条の規定により，指定された率で，甲に対し，支払遅延による遅延利息を請求することができる。
（検査の遅延）
第８条　甲が，その責に帰すべき理由により，第３条第２項及び第３項に定める期間内に検査をしないときは，その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は，第６条第２項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとし，また，その遅延期間が約定期間の日数をこえる場合は，約定期間は満了したものとし，乙は，そのこえる日数に応じ，前条の規定の例により遅延利息の支払いを請求することができる。
（契約保証金の還付）
第９条　契約保証金は，次の各号の一に該当する場合に還付する。
（１）　乙が契約に定める義務の履行を完了したとき。
（２）　甲が第12条第１項または第13条により契約を解除したとき。
（遅延届）
第10条　乙は，契約の定める履行期限までに，義務の履行をすることができないと認めたときは，直ちに，その理由，納入予定日等を書面をもって甲に届け出て，その指示を受けなければならない。
（違約金）
第11条　甲は，乙が正当な理由がなく契約の履行を遅延したときは，遅延日数１日につき，契約金額（単価契約の場合は，契約単価の確定納入数を乗じた金額とする。）の1,000分の１に相当する額の違約金を徴収することができる。
２　前項の違約金は，契約金額支払いの際にその契約金額から控除し，または契約保証金が納入されているときは，これをもって違約金に充て，なお，不足があるときは，追徴するものとする。
（甲の解除権）
第12条　甲は，必要があるときは，契約を変更し，若しくは中止させ，または解除することができる。
２　甲は，乙が新潟市契約規則（以下「契約規則」という。）第36条第１項各号の一に該当する場合は，契約を解除することができる。
３　前項の規定により契約が解除された場合において，乙は，甲に対し，契約金額（単価契約の場合は，契約単価に入札または見積合わせ時の予定数量を乗じた額）の10分の１に相当する額以上の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし，契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは，甲は，当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができる。
（乙の解除権）
第13条　乙は，甲の責に帰すべき理由により，契約の履行をすることができなくなったときは，契約の変更，若しくは中止，または解除を申し出ることができる。災害その他さけることのできない特別の理由により契約の履行をすることができなくなったときも，また同様とする。
２　甲は，前項による乙の申し出があったときは，契約を変更し，若しくは中止させ，または解除することができる。
（損害賠償）
第14条　甲が，第12条第２項により契約を解除した場合において，甲に損害があるとき，または第12条第１項若しくは第13条第１項前段の規定により契約を変更し，若しくは中止させ，または解除した場合において，乙に損害があるときは，甲または乙は，それぞれ乙または甲に対し，その損害賠償を請求することができる。
２　前項の損害額は，甲乙両者協議のうえ定めるものとする。
３　第１項により甲が乙に損害を賠償させるときは，契約金額支払いの際に，その契約金額から控除し，または契約保証金が納入されているときは，これをもって損害に充て，なお不足があるときは追徴するものとする。
（既済物品の処置）
第15条　契約が解除された場合において，すでに履行場所へ納入されている物品，または既済の物品があるときは，甲が検査のうえ，契約に適合するものと認めるものにかぎり，その代価を支払い，甲が取得することができる。
（危険負担）
第16条　供給物品の所有権移転前に生じた損害は，甲の責に帰すべきもののほか，すべて乙の負担とする。
（かし担保）
第17条　甲に所有権が移転した日から１年間のうちに，当該供給物品にかしがあると認めるときは，乙は，甲の指示により，その供給物品を取換え，若しくはそのかしを補修し，またはそのかしによって生じた滅失，若しくは損傷等による損害を賠償しなければならない。
（秘密の厳守）
第18条　乙は，この契約の履行に関し知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し，または解除された後においても同様とする。
（個人情報の保護）
第19条　乙は，この契約の履行に関し知り得た個人情報（個人に関する情報であって，特定の個人が識別され，または識別され得るものをいう。）がある場合は，その保護の重要性を認識し，個人の権利利益を侵害することのないよう，これを適正に取り扱わなければならない。
（規則等の適用）
第20条　この契約に定めない事項については，契約規則及び関係法令に定めるところにより従うものとし，契約に関し疑義が生じたときは，甲乙両者協議のうえ定めるものとする。